

平成24年度横手市市民後見人養成研修(基礎研修)カリキュラム

会場;横手市役所本庁南庁舎講堂

期 日	時 間	内 容	分 野
1 日 目	10:00 10:15 ~10:45	挨拶 オリエンテーション ①高齢者福祉等の現状と市民後見(0.5H) 横手市健康福祉部高齢ふれあい課	高齢者福祉等の 現状と市民後見
7/25 (水)	10:55 ~11:55 12:55 ~14:15 14:25 ~16:55	②成年後見制度概論と市民後見(2.2H) 県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ秋田 副委員長(社会福祉士) ③高齢者の理解・認知症の理解 高齢者の理解(1.5H) 認知症の理解(1H) 株式会社 えがお 取締役総合施設長	成年後見制度 概論と市民後見 高齢者の理解・ 認知症の理解
2 日 目	10:00 ~12:00	④障害者の理解(2H) ○知的障がい者の特性と接し方 特別養護老人ホーム花むつみ 施設長(社会福祉士) ○精神障がい者の特性と接し方 社会医療法人 興生会 横手興生病院 医療相談室 医療相談員(精神保健福祉士)	障がい者の理解
8/1 (水)	13:00 ~14:30 14:40 ~15:40 15:50 ~16:50	⑤成年後見制度各論Ⅰ(1H) 法定後見制度 ⑥成年後見制度各論Ⅱ(0.5H) 任意後見制度 司法書士 ⑦市民後見概論(1H) 特別養護老人ホームすこやか森の家 施設長(社会福祉士) ⑧成年後見制度と市町村の責任、地域福祉・権利擁護 の理念(0.5H)(成年後見制度利用支援事業含む) 横手市健康福祉部地域包括支援センター ⑨日常生活自立支援事業(0.5H) 秋田県福祉生活サポートセンター 県南地区サポートセンター専門員	成年後見制度の 基礎 市民後見概論 成年後見制度 基礎知識

<p>3日目</p> <p>8/8 (水)</p>	<p>10:00 ~12:00</p> <p>13:00 ~14:30</p> <p>14:40 ~15:40</p> <p>15:40 ~16:40</p>	<p>⑩家族法(1H) ⑪財産法(1H) 弁護士</p> <p>⑫成年後見制度を取りまく関係諸制度の基礎(1.5H) ~生活保護制度・健康保険制度・年金制度~ ・横手市健康福祉部社会福祉課 ・市民生活部国保年金課 ・日本年金機構大曲年金事務所</p> <p>⑬地域包括支援センターの概要・地域支援事業・高齢者虐待防止法(1H) 横手市健康福祉部地域包括支援センター</p> <p>⑭障がい者施策・障害者虐待防止法(1H) 横手市健康福祉部社会福祉課</p>	<p>民法の基礎</p> <p>関係制度法律</p>
<p>4日目</p> <p>8/22 (水)</p>	<p>10:00 ~11:30</p> <p>11:40 ~12:10</p> <p>13:10 ~16:40</p> <p>16:40 ~17:00</p>	<p>⑮介護保険制度・高齢者施策(1.5H) 横手市健康福祉部高齢ふれあい課</p> <p>⑯税務申告制度 等(0.5H) 税理士</p> <p>⑰後見人から学ぶ(体験談)(1H) (後見業務の実践事例報告) 県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ秋田副委員長(社会福祉士)</p> <p>⑱グループワーク(2.5H) 事例検討</p> <p>・司法書士 ・県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ秋田副委員長(社会福祉士) ・特別養護老人ホームすこやか森の家施設長(社会福祉士)</p> <p>⑲研修のまとめ、今後の対応 アンケート提出、閉講式</p>	<p>関係制度法律</p> <p>後見人業務の 実際</p>

平成24年度 横手市市民後見人養成研修(実践研修)カリキュラム

実践研修の受講にあたり、受講申込書と一緒に、志望動機書を提出していただきます。

会場:横手市役所本庁南庁舎講堂

期 日	時 間	内 容
1日目 10/17 (水)	10:00 10:15 ~12:15 13:15 ~13:45 13:55 ~16:55	挨拶 オリエンテーション ①対人援助の基礎(2H) 特別養護老人ホーム鶴寿苑 施設長(社会福祉士) ②基礎研修の振り返り(0.5H) LL財団事務局 ③体験実習(1)(体験実習についての留意点)(0.5H) LL財団事務局 ④体験実習(2)(2.5H) ビデオ学習、グループ内での意見交換等により、後見人活動の 実践感を養う。 特別養護老人ホームすこやか森の家 施設長(社会福祉士)
2日目 10/24 (水)	10:00 ~15:00	⑤体験実習(3)(5H) 対象者との接し方等について、具体的に実地研修する。 (市内福祉施設等の数力所にて実地研修)
3日目 11/1 (木)	10:00 ~11:30 13:30 ~17:00	⑥家庭裁判所の役割(1)(2) 家庭裁判所における講義・見学(1.5H) 秋田家庭裁判所 横手支部 ⑦成年後見実務(1) 申立から受任までの基本的な流れ、書類の確認 (2H) ⑧成年後見実務(2)財産目録の作成(1.5H) 司法書士

<p>4日目</p> <p>10:00 ~12:00</p> <p>11/7 (水)</p> <p>~17:00</p>	<p>10:00 ~12:00</p> <p>13:00</p> <p>~17:00</p>	<p>⑨成年後見実務 (3) 後見計画・収支予定表の作成、財産管理の方法 (2H)</p> <p>⑩成年後見実務 (4) 市民後見人の日常活動の記録の整理と報告書の作成(1.5H)</p> <p>⑪成年後見実務 (5) 後見報酬付与申立実務(1H)</p> <p>⑫成年後見実務 (6) 後見事務終了時の手続き・死後事務(1.5H)</p> <p>司法書士</p>
<p>5日目</p> <p>11/14 (水)</p>	<p>10:00 ~16:00</p>	<p>⑬課題演習事例報告と検討(5H)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後見業務の実例を学ぶ ・根底にある法律問題に気づく ・受任後の後見事務・後見計画をグループワークにより検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士 ・県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ秋田 運営副委員長 (社会福祉士) ・特別養護老人ホームすこやか森の家 施設長(社会福祉士)
<p>6日目</p> <p>11/21 (水)</p>	<p>10:00 ~11:00</p> <p>11:00 ~12:00</p> <p>13:00</p> <p>~14:30</p> <p>14:40 ~15:00</p>	<p>⑭後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制(1H) 横手市健康福祉部高齢ふれあい課</p> <p>各グループ内での、事前に提出した次のレポートについての意見交換を通じ、望ましい市民後見人の姿を探る。(2.5H)</p> <p>⑮レポート(2) 体験実習の報告 (後見人の業務、状態像の体感) 体験実習の報告書(施設実習)</p> <p>⑯レポート(3) 市民後見人像</p> <p>⑰研修のまとめ、今後の予定 アンケート提出、閉講式</p>

横手市における市民後見人の 支援体制構築のための検討報告書

平成 24 年 10 月

横手市市民後見サポートシステム構築委員会

目 次

はじめに	1
第1章 市民後見人が必要とされる背景	2
1. 背景	
2. 国の施策動向 ～ 老人福祉法第 32 条の改正	
3. 国の施策動向 ～ 障がい者の権利擁護施策	
4. 成年後見制度を取り巻く現状	
(1) 現状	
(2) 横手市の成年後見・市民後見の状況	
第2章 市民後見の仕組みの基本的考え	7
1. 市民後見の必要性と仕組み	
(1) 市民後見の必要性	
(2) 市民後見の仕組み構築の必要性	
2. 横手市市民後見サポートシステム構築委員会の設置	
第3章 横手市市民後見人の定義、市民後見人の要件、被後見人の要件、 市民後見人の倫理・活動規範	9
1. 横手市市民後見人の定義	
2. 定義を踏まえた、横手市市民後見人の要件	
3. 横手市市民後見人が後見活動を行う際の被後見人の要件	
4. 横手市市民後見人の倫理・活動規範	
第4章 市民後見人の養成と支援	11
1. 市民後見人養成研修	
(1) 養成研修のカリキュラム	
(2) 基礎研修	
(3) 実践研修	
2. 養成研修の受講者募集から名簿登録までの流れ	
3. フォローアップ研修	
第5章 市民後見人に対する支援体制	17
1. 後見実施機関の概要	
2. 組織運営体制	
3. 市民後見人としての活動	
(1) 市民後見人の受任までの流れ	
(2) 市民後見人の登録	
(3) 受任調整	

- (4) 後見報酬
- (5) 市民後見人への指導管理、専門職後見人との連携
- (6) 損害保険への加入

第6章 今後の検討課題 23

- 1. 市民後見人の役割と専門職後見人との連携
- 2. 市民後見活動への市民の理解と協力
- 3. 家庭裁判所との連携、協働
- 4. 要支援者の積極的な把握
- 5. 横手市成年後見支援センターの運営主体
- 6. 横手市成年後見支援センターの運営費
- 7. 法人後見の実施
- 8. 市民後見人養成研修の全県的な実施

その他 25

- ・「横手市市民後見サポートシステム構築委員会」委員名簿
- ・「横手市市民後見サポートシステム構築委員会」開催経過
- ・参考文献

はじめに

- 高齢者とその家族を支える公的な制度として、平成 12 年 4 月に介護保険制度が創設され、利用者が福祉サービスを利用する際の手続きが、行政による措置から本人と事業所が対等の立場で契約を交わす形へと変更された。同時期に、判断能力が不十分な方の権利擁護のため、従来の禁治産、準禁治産制度が見直され、成年後見制度を創設し、制度の普及と適切な活用が期待された。
- 横手市においては、地域包括支援センターが中心となり、市長申立や成年後見制度の申立支援、制度の普及啓発を行っている。しかし、成年後見制度に対する市民の認知度はいまだに低く、また、受任者の不足等により本来その活用が必要とされている方の支援が不十分であるなどの課題を抱えている。
- 第 3 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定時から、認知症や障がいがあっても、その人らしい生活を可能な限り住み慣れた地域で送ることができる地域社会の形成に向けた、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを包括的、継続的に提供する「地域包括ケア」の理念が掲げられている。
- これまでは、地域包括ケアの推進に向け弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が後見人を担ってきたが、市民が役割を担う「市民後見人」の養成が、近年、東京都や大阪府等の都市部を中心に行われ、実際に後見人を担うようになっている。また、国においても老人福祉法の改正により、平成 24 年 4 月から市民後見人の養成とその活動支援が市町村の努力義務となった。
- 横手市においても、一人暮らし高齢者の増加等により、今後、市民が後見人の担い手として期待されることから、平成 23 年度に厚生労働省のモデル事業である「市民後見推進事業」に申請し採択され、平成 24 年度も継続して実施しているところである。そのような中で、厚生労働省から市民後見人の活動を支援する後見実施機関の設置が重要であるとの指導を受け、横手市の市民後見人のあり方や支援体制について検討を行う必要が生じたことから、平成 24 年 3 月に「横手市市民後見サポートシステム構築委員会」を設置し、全 6 回にわたって検討を行ったところである。そして、今回一定の結論を得たので、報告書として取りまとめ、横手市や関係機関に対して提言するものである。今後、市民後見制度が横手市民の権利を守る仕組みの柱として発展していくことを期待する。

横手市市民後見サポートシステム構築委員会 委員長

第1章 市民後見人が必要とされる背景

1. 背景

少子高齢化、核家族化の進行とともに、地域によってその程度の差はあるものの、家族・親族や地域のつながりが弱くなっており、高齢者や障がい者への日常生活における支援等が低下傾向にある。

横手市は全国的にみても高齢化率が高く、今後も一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる状況にある。高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺等の被害も発生しており、高齢者の権利擁護は重要な課題となっている。

また、高齢者や障がい者の権利を守り、その生活を支えていくために、福祉、保健、医療等の専門機関や地域が密接に連携し、きめ細かい支援を行っていくことも重要な課題となっている。

2. 国の施策動向 ～ 老人福祉法第32条の改正

平成23年6月に「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、同改正法により老人福祉法第32条の2に「後見等に係る体制の整備」が新設され、平成24年4月に施行されている。同条第1項では「市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努める。」と規定し、市民後見人の育成と活用の推進を市町村の努力義務とした。また、同条第2項では「都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。」と規定し、都道府県の市町村への援助を努力義務とした。

改正法全体の趣旨は、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築することにある。その柱の一つとして、権利擁護の担い手として市民後見人の育成の推進があげられており、横手市も法改正の趣旨に沿って、市民後見の推進に取り組むことが求められている。

3. 国の施策動向 ～ 障がい者の権利擁護施策

障害福祉分野では、平成23年6月に障害者虐待防止法が公布され、平成24年10月に施行され、同年8月には、当事者の参加も得て議論が進められた障害者基本法の改正も行われた。また、障害者自立支援法の改正により、国の補助事業である市町村の障害者成年後見制度利用支援事業が、平成24年度から必須事業化された。

さらに、平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、同改正法により障害者総合支援法第77条第1項第5号を新設し、市町村が行う地域生活支援事業の必須事業として「市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修」が追加された（平成25年4月施行予定）。また、同改正法により知的障害者福祉法第28条の2に「後見等を行う者の推薦等」が新設された（平成25年4月施行予定）。同条第

1項で、市民後見人の活用の推進を市町村の努力義務とし、同条第2項で、都道府県の市町村への援助を努力義務とした。

いずれも、障がい者の権利擁護を強化する動きであり、横手市も障がい者と共に暮らす地域づくりを一層進める必要がある。

4. 成年後見制度を取り巻く現状

(1) 現状

成年後見制度を取りまく現状として、以下のような点があげられる。

- ・ 認知症高齢者の増加、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加
- ・ 悪徳商法の高齢者の被害増加
- ・ 成年後見制度の認知度の低さ
- ・ 潜在的な申立ニーズと申立件数の増加

これらの点について現状を示すと、以下のようなになる。

要介護認定者と認知症高齢者数

区分	65歳以上人口	要介護認定者数	割合	認知症高齢者数	割合
全 国	3,014.1万人	530.3万人	17.6%	305万人	10.1%
横手市	30,871人	5,950人	19.3%	3,320人	10.8%

- ・ 65歳以上人口の全国値は、総務省統計局「人口統計」（平成24年3月1日現在）より。市の数値は、住民基本台帳人口（平成24年3月31日現在）より。
- ・ 要介護認定者数の全国値は、厚生労働省「介護保険事業状況報告」（平成24年3月31日現在）より。市の数値は、横手市調べによる。
- ・ 認知症高齢者数は、全国値は厚生労働省老健局発表の平成24年度の推計値。市の数値は、要介護認定を受けている方で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の高齢者の数値（平成24年3月31日現在）。

⇒ 「潜在的な申立ニーズ」は、高齢者に限っても相当な数になる

特殊販売に関する相談件数（秋田県生活センター・地域振興局受付分）

販売方法	20年度	21年度	増減率	60歳代	70歳以上	60歳以上の占める割合
訪問販売	298	322	8.1	45	104	46.2%
通信販売	1,019	833	△ 18.3	45	38	9.96%
マルチ・マルチまがい	72	47	△ 34.7	5	10	31.9%
電話勧誘販売	269	307	14.1	45	75	39%
初タイプオプション	22	19	△ 13.6	0	2	10.5%
その他	32	26	△ 18.8	5	6	42.3%
合計	1,712	1,554	△ 9.2	145	235	24.5%
相談件数総数	4,210	3,594	△ 14.6	411	432	23.5%

（平成22年度 秋田県生活センター事業概要より）

主な第三者後見人の状況

職種	後見人候補者名簿登録者数	受任者数 (名簿登録者)	受任件数
弁護士	3,200 人	データなし	3,278 件
司法書士	4,055 人	データなし	19,137 件
社会福祉士	4,896 人	3,341 人	10,010 件

- ・ 弁護士：後見人候補者名簿登録数は、民事法研究会「実践成年後見No.32」（平成 21 年 1 月）8 頁より（平成 21 年時点の数値）。受任件数は、最高裁判所事務総局家庭局「平成 23 年成年後見関係事件の概況」より。
- ・ 司法書士：成年後見センター・リーガルサポート確認。名簿登録者数は、平成 24 年 3 月 31 日現在、受任件数は、平成 23 年 9 月 30 日現在。
- ・ 社会福祉士：日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ確認。平成 24 年 1 月 31 日現在。

⇒ 一人の専門家が複数の事案を受任するケースは珍しくない状況となっている

成年後見の申立件数等

内容	実績等
全国における法定後見の申立累積件数	平成 12 年 4 月～平成 23 年 12 月までの累計 約 26 万 4 千件
任意後見の契約締結件数	平成 12 年 4 月～平成 22 年 12 月までの累計 約 5 万件
全国における申立件数（任意後見含む）	平成 16 年度 約 17,200 件 平成 23 年度 約 31,500 件
厚生労働省の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度末までに施設入所中の知的障がい者 1 万人の地域生活移行 ・ 入院が長期化している精神障がい者 5 万人の退院を目標値化

⇒ 成年後見制度の申立件数の増加へ

第三者後見人の受任割合と専門職等の受任件数

第三者後見人の受任割合		専門職等の受任件数			
		弁護士	司法書士	社会福祉士	法人
平成 12 年度	約 9%	166	117		13
20 年	約 31.5%	2,265	2,837	1,639	487
21 年	約 36.5%	2,358	3,517	2,078	682
22 年	約 41.4%	2,918	4,460	2,553	961
23 年	約 44.4%	3,278	4,872	2,740	1,122

（最高裁判所事務総局家庭局：「成年後見関係事件の概況」より）

(2) 横手市の成年後見・市民後見の状況

① 横手市内の申立と継続中の事案の状況

秋田家庭裁判所横手支部管内の申立件数と継続中の事案件数

年	申立件数	継続中の事案件数
21	15 件	
22	12 件	
23	16 件	
24	15 件	68 件

平成 24 年の数値は概数値（平成 24 年 9 月 26 日現在）。秋田家庭裁判所総務課確認。

② 横手市内の主な第三者後見人の状況

主な第三者後見人の状況

職種	後見人候補者名簿登録者数		受任者数 (名簿登録者)		受任件数	
	秋田県	横手市	秋田県	横手市	秋田県	横手市
弁護士	44 人	5 人	データなし		データなし	
司法書士	33 人	3 人	30 人	3 人	110 件	8 件
社会福祉士	41 人	2 人	24 人	2 人	32 件	3 件

- ・ 弁護士：秋田県弁護士会確認（平成 24 年 9 月 28 日現在）
 - ・ 司法書士：成年後見センター・リーガルサポート秋田支部確認（平成 24 年 9 月 28 日現在）
 - ・ 社会福祉士：秋田県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ秋田確認（平成 24 年 9 月 30 日現在）
- ※司法書士・社会福祉士の受任件数には、横手市外の専門職が受任している件数を含む。

③ 横手市における市長申立の状況

横手市における市長申立件数の推移

単位：件

年度	認知症 高齢者	知的障 がい者	精神障 がい者	合計	後見人等の職種			
					弁護士	司法 書士	社 会 福祉士	その他
20			1	1		1		
21	1		2	3		2	1	
22	1			1			1	
23								
24	1			1		1		

(平成 24 年度は 9 月 1 日現在)

横手市では、平成20年5月に成年後見制度利用支援事業を開始し、市長申立についての体制を整えた。成年後見制度利用支援事業利用者は、平成20年度と22年度に生活保護受給者からの2件で、平成20年度は親族申立である。

市長申立は当初ほとんど実績がなかったが、徐々に相談件数が増えてきている。

④ 横手市における成年後見を必要とする人の推計値

成年後見制度の利用を必要とする人の数を算出することは困難であるが、諸外国では人口の1%程度という仮説がある(※)。この仮説によると、平成24年8月末時点の横手市の人口99,168人の1%は約992人となり、現在の秋田家庭裁判所横手支部管内の継続中の事案件数と比較して、潜在的な利用者は900人以上いることとなる。このことから、成年後見制度の利用を必要とする市民への積極的な関わりと、それに対応する受け皿の確保が課題となる。

※ 人口の1%:人口約8,200万人のドイツでは、日本の成年後見にあたる「世話法」が1992年に施行されて以来、約130万人(総人口の1.6%)が利用、他の先行する諸国においてもほぼ人口の1%に当たる人々が利用している。

⑤ 市民後見推進事業の状況

○平成23年度

- ・市民後見人養成講座(基礎編)の状況(全4回)

受講者数 57名(男性21名、女性36名)

平均年齢 55歳(31~79歳)

職業別 福祉・医療関係 27名 自営・会社員 10名 無職 20名

修了者数 37名(男性15名、女性22名)

- ・市民後見定期相談会相談件数(全3回)

第1回目 3件 第2回目 4件 第3回目 3件

- ・市民後見事例検討会参加状況(全3回)

第1回目 10名 第2回目 15名 第3回目 12名

○平成24年度

- ・市民後見人養成研修(基礎研修)の状況(全4回)

受講者数 37名(男性19名、女性18名)

平均年齢 56歳(28~80歳)

修了者数 27名(男性13名、女性14名)

- ・市民後見人養成研修(実践研修)の状況(全6回)

申込者 20名(全科目受講15名、一部科目受講5名)

第2章 市民後見の仕組みの基本的考え

1. 市民後見の必要性和仕組み

(1) 市民後見の必要性

- 申立や受任者の状況は前述のとおりであるが、多様なニーズに応えるためには、新たな選択肢として第三者後見のあり方も検討する必要がある。
- 専門職不在の地域や専門職がいても受任しきれない場合があり、第三者後見人が不足している状況がある。そのため、判断能力が低下した高齢者や障がい者が支援を受けられず、不利益を被る可能性がある。
- 財産管理や身上監護に関する法律行為を得意とする専門職後見人は、多くの業務を抱えており、日常的な見守りのため、密度の濃い訪問をこなせる状況にはなく、新たな後見の担い手が求められている。その役割を担うため、社会の各分野で様々な経験を積んだ市民に期待が寄せられている。また、低所得者を想定した、低額な報酬で堅実に業務を行う後見人等が必要である。
- 社会貢献に意欲を持つ市民が、地域に暮らす同じ市民の目線から、判断能力の不十分な高齢者や障がい者の権利を擁護するという立場で後見活動を行うことにより、本人が“住み慣れた地域で継続して安心して暮らす”ことにつながると考えられる。

(2) 市民後見の仕組み構築の必要性

- 日本成年後見法学会の「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」平成18年度報告書では、市民後見人に期待される活動の類型として、図のように示している。

	施設入所者	在宅生活者
法律専門職	<ul style="list-style-type: none"> ・特に財産が多額で、その管理に専門性が必要な事例 ・紛争性を有する事例 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族間の財産等の訴訟を含む争い、虐待、債務整理等がある事例
福祉専門職	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいが重度あるいは重複などにより施設ケアチェック等身上監護に専門性が必要な事例 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が重度の認知症・精神障がい者・重複障がい者である事例 ・親族、近隣との関係調整が困難な事例 ・保健福祉サービスが未導入の事例 ・本人の意思確認が困難な事例
市民後見人	<ul style="list-style-type: none"> ・財産は高額でなく管理しやすいもの。定期的な見守り、ケアチェックが中心の事例 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽度の認知症・知的障害者であって、財産は高額でなく日常の金銭管理が中心で、身上監護に困難性がない事例

- 横手市における市民後見人のあり方においても、この報告や他都市の市民後見の仕組みを参考にしながら、本人が住み慣れた地域で自立した生活をしていくた

め、同じ地域に住む市民が後見人として支えていく事を柱として、横手市の現状を踏まえ、横手市らしい仕組みを設計することが必要である。

- 市民が法律に基づく後見活動を適切に行うためには、成年後見制度の概念やそのツールを修得できるよう養成する必要がある、十分な研修体制を整えなければならない。
- 市民後見の仕組みが家庭裁判所を含む地域社会の信頼を得るためには、継続的な助言等、市民後見人の活動を支援する体制や、後見活動が適正になされることを指導管理する体制を整備することが重要である。

2. 横手市市民後見サポートシステム構築委員会の設置

- 第2回市民後見推進モデル事業自治体研修会（平成24年1月19日開催）において、厚生労働省から市民後見人の活動を支援する後見実施機関の設置が重要と指導された。それを受けて、以下の関係団体から委員の推薦を受け、横手市を事務局として、平成24年3月に「横手市市民後見サポートシステム構築委員会」を設置した。

※ 関係団体

秋田弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート秋田支部、社団法人秋田県社会福祉士会、社会福祉法人横手市社会福祉協議会、大曲人権擁護委員協議会横手部会、横手市民生児童委員協議会、横手市ブロック老人福祉施設連絡協議会、横手市手をつなぐ育成会、特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター、社会医療法人興生会横手興生病院、秋田家庭裁判所横手支部、公益財団法人秋田県長寿社会振興財団

- 構築委員会は、6回にわたり横手市の市民後見人のあり方と支援体制について検討した。第1回委員会では、正副委員長の選任、委員会の目的、成年後見制度の現状と課題について確認した。現状として認知症高齢者の増加、単身高齢者世帯の増加等があること、潜在的な成年後見制度の申立ニーズと実際の申立件数が増加しているものの、制度の認知度がまだ低いことなどを確認し、課題として、成年後見制度のニーズがどれだけあるのか、そして、市民後見人を含めた第三者後見人がどれだけ必要なかが正確に把握しづらいこと、全国的に市民後見人養成の動きがあるものの、市民後見人のあり方や養成研修のカリキュラムが統一されていないことなどを確認した。
- 第2回から第5回の委員会では、横手市の市民後見人のあり方、市民後見人養成研修、後見実施機関の体制、市民後見人の登録、受任調整、市民後見人への支援・指導管理、専門職後見人との連携、損害保険への加入等について議論した。特に市民後見人のあり方については、市民後見人の定義や活動内容、倫理・活動規範等、市民後見人の活動の基礎となる部分であり、横手市らしさが出せるように数回にわたって検討を行った。構築委員会での検討結果は、第3章から第5章までのとおりである。

第3章 横手市市民後見人の定義、市民後見人の要件、被後見人の要件、市民後見人の倫理・活動規範

1. 横手市市民後見人の定義

横手市市民後見人は、横手市に住む高齢者や障がい者の権利擁護のため、日常的な身上監護や金銭管理等の後見活動に取り組み、誰もが横手市の一員として、互いを尊重し、共に助け合う地域社会形成の一助となる役割を担う。

2. 定義を踏まえた、横手市市民後見人の要件

- ① 原則として横手市に住民登録をして、実際に横手市に在住していること。
- ② 年齢 25 歳以上であること。
- ③ 弁護士や司法書士等の専門職後見人でないこと。
- ④ 市民後見人として活動する意思を持ち、成年後見制度に関する基礎的知識を有し、成年後見人、保佐人、補助人（以下「後見人等」という。）としての活動を安定的、継続的に実行できる健康状態や生活状況にあること。
- ⑤ 多額の負債があるなど、経済的に困窮していないこと。
- ⑥ 市民後見人に対して行われる定期的な研修に参加できること。
- ⑦ 次の欠格事由に該当しないこと。
 - ア. 家庭裁判所で法定代理人・保佐人・補助人を免ぜられた者
 - イ. 破産者
 - ウ. 被後見人に対して訴訟をした者並びにその配偶者及び直系血族
 - エ. 行方の知れない者
 - オ. 成年後見開始・保佐開始・補助開始・任意後見監督人選任の審判を受けた者
- ⑧ 親族以外の任意後見契約受任者や任意後見人になっていないこと。
- ⑨ 公序良俗に反した行為をしていないこと。
- ⑩ 反社会的勢力と関わりがないこと。

3. 横手市市民後見人が後見活動を行う際の被後見人の要件

- ① 横手市に住民登録し、実際に居住していること。ただし、実際の居住地が近隣市町村である場合は、当該市町村の高齢者福祉担当部局等と協議したうえで、事案に応じた対応を検討する。
- ② 家族や親族からの日常的な支援が期待できず、親族後見が困難であること。
- ③ 生活費としての収入は、原則として市民税非課税世帯程度とし、住居以外の不動産等の財産や多額の負債等がなく、家族や親族間における紛争性が低いこと。
- ④ 原則として、他者への暴力暴言や高圧的言動等の問題がなく、また、家族や親族等からの虐待行為を受けていないこと。

4. 横手市市民後見人の倫理・活動規範

- ① 横手市民の立場に立った後見人活動

市民後見制度の趣旨を理解し、横手市民による横手市民のための制度として互いを思いやり、優しさであふれる地域づくりに努めます。

② 被後見人の権利擁護・利益の最優先

被後見人の権利を守り、全てにおいて被後見人の利益を最優先とすることを心がけます。

③ 被後見人の意思の尊重

個人的な価値観にとらわれた判断をせず、被後見人の意思を尊重するよう心がけます。

④ 被後見人への誠実な対応

被後見人に対し、常に誠実な対応を心がけ、信頼を損なうことのないよう努めます。

⑤ 被後見人の自立支援

被後見人が過度な依存とならないよう、被後見人の自立した生活の維持に配慮した支援に努めます。

⑥ 後見活動における秘密の保持

後見活動を通して知り得た個人情報、一切他言することのないよう常に心がけます。

⑦ 権限の理解

後見人としての権限を理解し、越権行為となる行動はしないよう常に心がけます。

⑧ 関係機関との連携

後見活動を通して直面した課題や難問に一人で悩まず、関係機関や関係者との連絡を密にして、連携、協働に努めます。

⑨ 自己研鑽の推進

市民後見制度や関連福祉施策への理解を深め、市民後見人としての資質向上に努めます。

第4章 市民後見人の養成と支援

1. 市民後見人養成研修

市民後見人養成研修は、基礎研修及び実践研修から成る。養成研修のカリキュラム、基礎研修及び実践研修の概要は以下のとおり。

(1) 養成研修のカリキュラム

カリキュラムは、「市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告」（平成24年3月26日介護と連動する市民後見研究会）で示されたカリキュラム（案）を基本としている。基礎研修について、横手市の高齢者福祉の現状や市民後見が必要とされている背景等が理解できるように、市独自の科目を入れている。また、実践研修での後見人に同行しての現場実習は、被後見人のプライバシー保護等の観点から、ビデオ学習やグループワークで代替することとした。基礎研修及び実践研修のカリキュラムは次ページ以降参照。

(2) 基礎研修

基礎研修は、全4日間の日程であり、講義形式が中心である。横手市民を対象とし、定員は60名としたが、受講申込時の選考は行わず、申込者は原則として全員受講できる。欠席者については、次年度で代替の科目を受講すれば修了とすることとした。また、今年度は年齢制限を設けなかったが、市民後見人の年齢要件を25歳以上としているため、来年度以降はそれと合わせる必要がある。

(3) 実践研修

実践研修は、全6日間の日程である。基礎研修の全科目修了者が受講対象となり、グループワークや施設実習等、より実践的な内容となっており、受講申込書と志望動機書の提出が必要である。コースは、市民後見人として実際に活動することを希望し、全日程を受講できる方を対象とした全科目受講コースと、市民後見人としての知識を得ることを希望する方を対象とした一部科目受講コースの2コース制とした。一部科目受講コースについては、講義形式の科目のみの受講となる。定員は全科目受講コースが30名、一部科目受講コースは制限なしとした。欠席者については、次年度で代替の科目を受講すれば修了とすることとした。

また、一部科目受講コースの修了者が、次年度に全科目受講コースを希望した場合は、未受講分を受講すれば全科目受講コース修了とすることとした。

平成24年度横手市市民後見人養成研修（基礎研修）カリキュラム

期 日	時 間	内 容	分 野
1 日 目	10:00	開講式 挨拶 オリエンテーション	
	10:15 ～10:45	①高齢者福祉等の現状と市民後見（0.5 H） 講師 横手市健康福祉部高齢ふれあい課	高齢者福祉等の 現状と市民後見
	10:55 ～11:55	②成年後見制度概論と市民後見（2.2 H） 講師 社会福祉士	成年後見制度 概論と市民後見
	12:55 ～14:15		
14:25 ～16:55	③高齢者の理解・認知症の理解 高齢者の理解（1.5 H） 認知症の理解（1 H） 講師 看護師	高齢者の理解・ 認知症の理解	
2 日 目	10:00 ～12:00	④障がい者の理解（2 H） ○知的障がい者の特性と接し方 講師 社会福祉士 ○精神障がい者の特性と接し方 講師 精神保健福祉士	障がい者の理解
	13:00 ～14:30	⑤成年後見制度各論Ⅰ（1 H） 法定後見制度 ⑥成年後見制度各論Ⅱ（0.5 H） 任意後見制度 講師 司法書士	成年後見制度の 基礎
	14:40 ～15:40	⑦市民後見概論（1 H） 講師 社会福祉士	市民後見概論
	15:50 ～16:50	⑧成年後見制度と市町村の責任、地域福祉・権利擁護の理念(成年後見制度利用支援事業含む)（0.5 H） 講師 横手市健康福祉部地域包括支援センター	成年後見制度 基礎知識
		⑨日常生活自立支援事業（0.5 H） 講師 秋田県福祉生活サポートセンター 県南地区サポートセンター(秋田県社会福祉協議会)	

<p>3 日目</p>	<p>10:00 ～12:00</p> <p>13:00 ～14:30</p> <p>14:40 ～15:40</p> <p>15:40 ～16:40</p>	<p>⑩家族法（1 H） ⑪財産法（1 H） 講師 弁護士</p> <p>⑫成年後見制度を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度～ （1.5 H） 講師 横手市健康福祉部社会福祉課 横手市市民生活部国保年金課 日本年金機構大曲年金事務所</p> <p>⑬地域包括支援センターの概要・地域支援事業・高齢者虐待防止法（1 H） 講師 横手市健康福祉部地域包括支援センター</p> <p>⑭障がい者施策・障害者虐待防止法（1 H） 講師 横手市健康福祉部社会福祉課</p>	<p>民法の基礎</p> <p>関係制度法律</p>
<p>4 日目</p>	<p>10:00 ～11:30</p> <p>11:40 ～12:10</p> <p>13:10 ～16:40</p> <p>16:40 ～17:00</p>	<p>⑮介護保険制度・高齢者施策（1.5 H） 講師 横手市健康福祉部高齢ふれあい課</p> <p>⑯税務申告制度 等（0.5 H） 講師 税理士</p> <p>⑰後見人から学ぶ（体験談）（1 H） （後見業務の実践事例報告） 講師 社会福祉士</p> <p>⑱グループワーク（2.5 H） 事例検討 講師 司法書士 社会福祉士</p> <p>⑲閉講式 挨拶 研修のまとめ、今後の対応、アンケート提出</p>	<p>関係制度法律</p> <p>後見人業務の実際</p>

平成24年度横手市市民後見人養成研修（実践研修）カリキュラム

期 日	時 間	内 容
1 日 目	10:00	開講式 挨拶 オリエンテーション
	10:15 ～12:15	①対人援助の基礎（2 H） 講師 社会福祉士
	13:15 ～13:45	②基礎研修の振り返り（0.5 H）
	13:55 ～16:55	③体験実習①（体験学習についての留意点）（0.5 H） ④体験学習②（2.5 H） ビデオ学習を通じたグループワーク 講師 社会福祉士
2 日 目	10:00 ～15:00	⑤体験学習③（5 H） 対象者の接し方等について、具体的に実地研修する。 （市内福祉施設等の数カ所にて実地研修）
3 日 目	10:00 ～11:30	⑥家庭裁判所の役割①② 家庭裁判所における講義・見学（1.5 H）
	13:30 ～17:00	⑦成年後見実務① 申立から受任までの基本的な流れ、 書類の確認（2 H） ⑧成年後見実務② 財産目録の作成（1.5 H） 講師 司法書士

<p>4 日目</p>	<p>10:00 ～12:00</p> <p>13:00 ～17:00</p>	<p>⑨成年後見実務③ 後見計画・収支予定表の作成、財産管理の方法（2 H）</p> <p>⑩成年後見実務④ 市民後見人の日常活動の記録の整理と報告書の作成（1.5 H）</p> <p>⑪成年後見実務⑤ 後見報酬付与申立実務（1 H）</p> <p>⑫成年後見実務⑥ 後見事務終了時の手続き・死後事務（1.5 H）</p> <p>講師 司法書士</p>
<p>5 日目</p>	<p>10:00 ～16:00</p>	<p>⑬課題演習事例報告と検討（5 H）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見業務の実例を学ぶ ・ 根底にある法律問題に気づく ・ 受任後の後見事務・後見計画をグループワークにより検討する <p>講師 司法書士、社会福祉士</p>
<p>6 日目</p>	<p>10:00 ～11:00</p> <p>11:00 ～12:00</p> <p>13:00 ～14:30</p> <p>14:40 ～15:00</p>	<p>⑭後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制（1 H）</p> <p>講師 横手市健康福祉部高齢ふれあい課</p> <p>各グループ内での、事前に提出した次のレポートについての意見交換を通じ、望ましい市民後見人の姿を探る。（2.5 H）</p> <p>⑮レポート② 体験実習の報告（後見人の業務、状態像の体感） 体験実習の報告書（施設実習）</p> <p>⑯レポート③ 市民後見人像</p> <p>⑰閉講式 挨拶 研修のまとめ、今後の予定、アンケート提出</p>

2. 養成研修の受講者募集から市民後見人名簿への登録までの流れ

事 項	流 れ
受講者募集及び受講者決定	募集のお知らせ ↓ 説明会 ↓ 申込み ↓ 受講者決定・受講者への案内
養成研修	基礎研修（7月～8月） ↓ 基礎研修修了者へ実践研修について案内 ↓ 実践研修（10月～11月）
名簿登録	実践研修修了者の面接・書類審査 ↓ 市民後見人名簿登録者の決定 ↓ 市民後見人名簿への登録

3. フォローアップ研修

研修修了者は、市民後見人名簿（以下「名簿」という。）登録後も定期的に行われるフォローアップ研修を受講する。関係制度の改正等もあり、継続的に知識を習得することが重要であり、受講が必須である。研修内容は検討が必要である。

第5章 市民後見人に対する支援体制

1. 後見実施機関の概要

第2回市民後見推進モデル事業自治体研修会（平成24年1月19日開催）において、厚生労働省から、市民後見人の活動を支援する後見実施機関の設置が重要と指導された。横手市においても、横手市成年後見支援センター（以下「センター」という）を設置し、市民後見人の活動を支援する。なお、センターの概要は以下のとおりである。

- (1) 名称 横手市成年後見支援センター
- (2) 設置主体 横手市
- (3) 運営主体 横手市（市が適当と認める法人に委託できるものとする）
- (4) 事業概要
 - ① 市民後見人養成研修、フォローアップ研修の実施
 - ② 市民後見人の登録受付、受任調整
 - ③ 市民後見人の活動支援
 - ④ 市民後見人の活動の指導管理
 - ⑤ 成年後見制度の市民相談（弁護士、司法書士、社会福祉士による市民相談会の実施含む）
 - ⑥ 成年後見の申立支援
 - ⑦ 成年後見制度の広報
 - ⑧ 市長申立事務（市で運営の場合）
 - ⑨ 緊急時の対応
 - ⑩ 社会福祉協議会等の関係機関との連携

2. 組織運営体制

(1) 運営検討委員会

- 【役割】 ・センターの運営方針、活動状況、課題等の検討
・市民後見人候補者の選定、家庭裁判所への推薦
・困難事例の対応方針検討

【構成員】 弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、民生児童委員、社会福祉協議会等

【会議】 定例的に年2回程度開催するほか、養成研修修了者の名簿登録時、家庭裁判所からの市民後見人推薦依頼時、困難事例発生時に随時開催する。

(2) アドバイザー

【役割】 専門的な事項の相談

【構成員】 弁護士・司法書士・社会福祉士等

(3) 事務局

- 【役 割】**
- ・市民後見関係 … 市長申立事務（市で運営の場合）、養成研修の企画・実施、名簿の管理、市民後見人の活動支援・指導管理、制度の広報
 - ・成年後見関係 … 市長申立事務（市で運営の場合）、市民相談、申立支援、制度の広報
 - ・運営検討委員会関係 … 運営検討委員会の運営・管理
 - ・その他 … 緊急時の対応、関係機関との連携
- 【構成員】** センター長、社会福祉士等の専門職員、事務職員

3. 市民後見人としての活動

(1) 市民後見人の受任までの流れ

項目	手続き	関係書類等
名簿登録	名簿への登録 (市民後見人候補者としての登録)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録申請書 ・誓約書 ・登録証
受任調整	①家庭裁判所からの市民後見人推薦依頼 ↓ ②市民後見人受任調整 (運営検討委員会での推薦候補者の選定) ↓ ③家庭裁判所への推薦または辞退	①関係 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所からの推薦依頼文書 ・被後見人候補者の情報提供 ③関係 <ul style="list-style-type: none"> ・後見人等候補者推薦書(受諾・辞退) ・候補者の情報提供
審判	①家庭裁判所による候補者への照会・面接 ↓ ②家庭裁判所からの職務説明会の連絡 ↓ ③職務説明会(審判書謄本の交付) ↓ ④審判の確定(事件記録謄写の送付)	①関係 <ul style="list-style-type: none"> ・後見人の本人確認資料(運転免許証等) ・印鑑 ・住民票の写し等 ②関係 <ul style="list-style-type: none"> ・候補者への文書連絡 ・センターへの電話連絡 ③関係 <ul style="list-style-type: none"> ・後見人の本人確認資料(運転免許証等) ・印鑑 ・住民票の写し ・承諾書 ・審判書(謄本)

		<ul style="list-style-type: none"> ・家事事件記録等閲覧・謄写票 ・成年後見人ハンドブック等 ④関係 ・事件記録（謄写）
受任	後見人受任・活動開始	

(2) 市民後見人の登録

① 市民後見人名簿への登録

センターは、養成研修の修了者の中から、一定の基準を満たす人を市民後見人候補者として名簿に登録する。登録に当たっては、センターに設置される運営検討委員会において登録の可否を決定する。登録の基準としては、以下のようない点が挙げられる。

- ア 原則として横手市に住民登録をして、実際に横手市に在住していること
- イ 年齢 25 歳以上であること
- ウ 弁護士や司法書士等の専門職後見人でないこと
- エ 市民後見人として活動する意思を持ち、成年後見制度に関する基礎的知識を有し、後見人等としての活動を安定的、継続的に実行できる健康状態や生活状況にあること
- オ 多額の負債があるなど、経済的に困窮していないこと
- カ 市民後見人に対して行われる定期的な研修に参加できること
- キ 次の欠格事由に該当しないこと
 - ・家庭裁判所で法定代理人・保佐人・補助人を免ぜられた者
 - ・破産者
 - ・被後見人に対して訴訟をした者並びにその配偶者及び直系血族
 - ・行方の知れない者
 - ・成年後見開始・保佐開始・補助開始・任意後見監督人選任の審判を受けた者
- ク 親族以外の任意後見契約受任者や、任意後見人になっていないこと
- ケ 公序良俗に反した行為をしていないこと
- コ 反社会的勢力と関わりがないこと

② 登録の手続き

- ア 登録を希望する者は、登録申請書・履歴書・誓約書をセンターに提出する。
- イ 運営検討委員会は、書類及び面接により、登録の基準を満たしているかを確認し、名簿への登録の可否を決定する。センターは運営検討委員会が名簿に登録することを可とした者を名簿に登録し、登録証を発行する。
- ウ 登録証に有効期限は設けない。

エ 名簿登録者（以下「登録者」という。）は登録事項に変更が生じた場合は、速やかに届出をする。

③ 登録者の遵守事項

登録者は、次のことを遵守しなければならない。

ア 親族以外の任意後見契約受任者や任意後見人とならないこと。

イ 登録者の立場を利用して、市民後見人の趣旨に反することを行わないこと。

ウ 被後見人及びその家族・親族等から財産の寄付、贈与を受けないこと。

④ 研修の継続

ア センターは、登録者の資質向上のため、登録者を対象とする研修を定期的
に実施する。

イ 登録者は、特段の事情がない限り研修に参加し、資質向上に努める。

(3) 受任調整

① 市民後見人候補者の推薦

ア センターは、家庭裁判所から後見人候補者の推薦依頼を受けた場合は、運営検討委員会において事案を検討し、市民後見人名簿登録者から候補者を推薦する。

イ センターは、推薦者の決定に当たっては、登録者に受任の意向の有無を確認する。意向を確認する場合は、センター内で面接し、個人情報の保護に配慮しつつ、家庭裁判所から提供された当該後見事案に関する情報を候補者に提示する。

ウ 登録者は、センターから意向を確認された場合、その承諾又は辞退の意思表示を後見人等候補者推薦書（受諾・辞退）により行う。なお、登録者は、センターからの意向確認を承諾した後は、利益相反関係の判明、健康上の理由やその他やむを得ない事情が生じた場合以外は、辞退することはできない。

エ センターは、受任調整の結果を文書により家庭裁判所に回答する。受諾の場合は、文書に後見人等推薦書（受諾・辞退）の写しと候補者の情報を添付して送付する。

(4) 後見報酬

市民後見人は、家庭裁判所へ報酬付与の申立てをすることができる。その場合、必要に応じて成年後見制度利用支援事業を活用する。

(5) 市民後見人への指導管理、専門職後見人との連携

① 受任直後の相談

ア 登録者は、家庭裁判所から選任され、事件記録（謄写）を受け取った時から、市民後見人として後見活動を開始することになる。市民後見人は、受任後速やかにセンターにその旨を連絡し、裁判所等の関係者からの情報をもと

に、受任直後の活動について相談をする。

イ 相談対応は、受任中の専門職又は受任経験のある専門職又は高齢者等の相談支援の経験があるセンター職員（以下、「専門職後見人等」という。）が行う。専門職はセンターの運営検討委員会の委員又はアドバイザーとする。

② 初回訪問時の専門職後見人等の同行

市民後見人が被後見人を初めて訪問する際は、市民後見人の不安や負担を考慮して、専門職後見人等が同行し、市民後見人が被後見人とスムーズなコミュニケーションが図れるよう指導する。

③ 面談

センターは、市民後見人を支援及び指導管理するため、専門職後見人等が対応し、定期的に面談を実施する。受任直後は電話相談等を含め、より丁寧な支援を行う。面談は以下の内容を想定している。

- ・具体的な後見業務に関する相談
- ・後見業務の課題の検討
- ・被後見人に関する記録、関係書類等の整理・保管の仕方の指導
- ・家庭裁判所へ提出する後見事務報告書、財産目録、収支状況報告書等の作成の指導等

④ アドバイザーへの相談

センターは、市民後見人の活動で専門的な事項について疑義が生じた場合は、アドバイザーに相談し、市民後見人を指導する。

⑤ 運営検討委員会での困難事例検討

市民後見人の活動で困難事例が発生した場合は、センターは運営検討委員会を随時開催する。委員会は、対応方針の検討を行い、助言等を行う。また、場合によっては、地域包括支援センターのケア会議に助言を求める。

⑥ 常時の支援体制

市民後見人が、常時センター職員と連絡が取れる体制を整備し、関係者間で連絡網を共有する。

(6) 損害保険への加入

① 損害賠償責任保険

ア 市民後見人が、被後見人や第三者の身体や財物へ損害を与え、被後見人への名誉毀損やプライバシー侵害をしたことによって、市民後見人に賠償責任が発生した場合や、活動中に市民後見人自身が怪我等をした場合に備えて、損害賠償責任保険に加入する。

イ 保険は市民後見人の利益のための保険であり、費用を被後見人の財産から

支出することは適当ではない。そのため、市民後見人本人かセンターが負担することになるが、市民後見人の報酬が低額になると考えられるため、原則としてセンターで負担するのが適当である。

ウ 想定される補償内容は以下のとおり。専門事業者賠償責任保険及び傷害保険として、内容はオーダーメイド形式で決まる。特に加入人数等の制限はない。

○損害賠償責任保険

- ・身体障がい 1億円（1名あたり）、2億円（1事故あたり）
- ・財物損壊 1億円（1事故あたり）
 - ※ 成年後見業務の遂行にあたり管理する貨幣及び紙幣の盗取については、10万円（受任期間中1事故あたり）が限度。
- ・純粋経済損害 200万円（1事故あたり）、1,000万円（受任期間中）
- ・人格権侵害担保 100万円（1人あたり）、1,000万円（受任期間中）
- ・免責金額
 - 身体障がい及び財物損害 1,000円（1事故あたり）
 - 純粋経済損害及び人格権侵害 1万円（1事故あたり）
- ・保険料 1人あたり年間約6,500円

○傷害保険

- ・死亡保険金 600万円
- ・後遺障害保険金 死亡保険金の3～100%
- ・入院保険金 日額 4,000円
- ・通院保険金 日額 2,500円
- ・手術保険金
- ・保険料 1人あたり年間約5,600円

② ボランティア活動保険

無報酬が加入の条件となり、横手市では報酬を付与する形を想定しているため、利用できないと考えられる。

第6章 今後の検討課題

1. 市民後見人の役割と専門職後見人との連携

(1) 市民後見人の役割

- 親族後見人は、被後見人のより身近な存在として後見活動を行い、専門職後見人はその専門性を活かして、法律的紛争のある事案や虐待等の困難な事案の後見活動を担っている。一方、市民後見人は、被後見人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、同じ市民の目線で後見活動を行うことが期待される。
- 市民後見人の要件等については、一定の検討を行ったところであるが、今後実際に市民後見人が活動していく中で、修正が必要となってくる場合も考えられるため、今後も検討が必要である。

(2) 専門職後見人と市民後見人との連携

- 市民後見人が受任したケースについて、受任後に市民後見人単独では対応困難な事態が発生する場合も考えられる。その場合、センターが中心となって、専門職後見人と連携して対応していくことが重要である。
- 財産管理について紛争がある等、市民後見人単独での受任は困難と思われる事案でも、専門職後見人との複数後見によって、市民後見人の活動が可能になる場合もあると考えられる。
- 複数後見等、専門職後見人と市民後見人との連携のあり方についても、今後検討が必要である。

2. 市民後見活動への市民の理解と協力

- 地域における市民の共助、支え合いの観点から、様々な社会経験を持ち、地域への貢献に意欲を持つ市民が、市民後見の仕組みに理解を示し、一人でも多く市民後見の取り組みに参加することが求められる。
- 今後は、多くの市民が市民後見人となって活動していくことが望まれるため、多くの市民にこの仕組みが理解されるよう、普及啓発に努めることが重要である。
- 市民後見人が活動する地域においても、地域住民にその活動を理解してもらい、支援を必要とする方々が安心して暮らせるよう、日常的な身守り等への協力が期待される。
- このように市民後見の仕組みが発展するためには、その担い手となる市民の理解と協力が不可欠である。

3. 家庭裁判所との連携、協働

- 市民後見の仕組みは、社会全体で認知症高齢者や障がい者等を支えるという趣旨を尊重した上で、それを実行に移すものである。この仕組みが円滑に運用されるためには、後見人等の選任と監督を行う家庭裁判所との十分な連携が必要である。
- 市民後見人とその養成から支援及び指導管理までを行うセンターへの期待、ま

た、社会全体で成年後見制度を支える必要性を踏まえ、家庭裁判所との連携、協働についても、横手市として積極的な姿勢を示す必要がある。家庭裁判所へ横手市の市民後見の仕組みやその趣旨、支援体制等について、積極的な説明を行い、家庭裁判所の協力を得て、横手市における市民後見の仕組みを整備していく必要がある。

- センターが市民後見人に対して適切な支援及び指導管理を行うためには、家庭裁判所との連携が不可欠である。また、成年後見制度の普及啓発に当たっても協力が必要である。

4. 要支援者の積極的な把握

センターが権利擁護に関する定期相談会や訪問等を行うとともに、地域包括支援センターや社会福祉協議会、介護関係事業所等の関係機関、民生委員や地域住民と連携し、権利擁護を必要とする対象者の把握に努める必要がある。

5. 横手市成年後見支援センターの運営主体

センターの運営は、行政の直営とするが、社会福祉協議会等に委託することも視野に入れた検討が必要である。

6. 横手市成年後見支援センターの運営費

国庫補助事業終了後のセンターの運営費については、自主財源の確保の検討が必要である。先進地では、行政からの補助金や委託費のほか、会員からの会費収入、法人後見や後見監督の実施による後見報酬、寄附金等により財源を確保している事例がある。センターの運営形態にも応じた形を検討すべきである。

7. 法人後見の実施

第三者後見人が不足しているなかで、後見の担い手として法人は一定の役割を果たすと考えられる。先進地では、社会福祉協議会が積極的に法人後見を行っている事例があり、また、千葉県社会福祉協議会が社会福祉協議会法人後見マニュアルを作成するなど、法人後見について今後の動向に注意が必要である。このようなことから、センターにおいても、法人後見への取り組みについて検討が必要である。

8. 市民後見人養成研修の全県的な実施

今後、市民後見への取り組みが全県的なものとなってきた場合は、養成研修について各市町村単位で実施するより、複数の市町村による合同実施や、県主催による全県的な実施等が効率的と考えられる。市民後見の取り組みに対する県の協力等を要請する必要がある。

「横手市市民後見サポートシステム構築委員会」委員名簿

所 属	備 考
秋田弁護士会	
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート秋田支部	副委員長
社団法人 秋田県社会福祉士会	委員長
社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	
大曲人権擁護委員協議会横手部会	
横手市民生児童委員協議会	
横手市ブロック老人福祉施設連絡協議会	副委員長
横手市手をつなぐ育成会	
特定非営利活動法人 秋田県南 NPO センター	
社会医療法人 興生会 横手興生病院	
秋田家庭裁判所横手支部	オブザーバー
公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団	オブザーバー

(事務局) 横手市健康福祉部 高齢ふれあい課、社会福祉課、地域包括支援センター

「横手市市民後見サポートシステム構築委員会」開催経過

開催回	開催日	検討内容
第1回	平成24年 3月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長選任 ・委員会目的説明 ・成年後見制度の現状と課題 ・その他意見交換
第2回	4月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の定義等 ・市民後見人の活動内容 ・市民後見人が担う後見事務の範囲 ・市民後見人の必要数
第3回	5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の定義等 ・市民後見人養成研修のカリキュラム ・対象者・応募要件 ・案内・募集方法
第4回	6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の定義等 ・後見実施機関の概要 ・選任までの流れ ・市民後見人の登録 ・受任調整 ・バックアップ体制
第5回	8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の定義等 ・指導管理、専門職後見人との連携 ・損害保険への加入 ・構築委員会検討報告書
第6回	10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・構築委員会検討報告書取りまとめ

《 参考文献 》

- ・市民後見人に関する調査研究報告書
平成21年3月 仙台市成年後見サポート推進協議会 市民後見人に関する調査研究部会
- ・市民後見入門 ―市民後見人養成・支援の手引―
平成23年9月30日 池田恵理子・小淵由紀夫・上山泰・齋藤修一
- ・横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書 ～地域における権利擁護推進に向けた「市民後見よこはまモデル」の提案～
平成24年2月 横浜市における市民後見人に関する検討委員会
- ・市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告
平成24年3月26日 介護と連動する市民後見研究会
- ・実践成年後見 No.32
平成22年1月28日 民事法研究会